

令和6年6月3日

P T A 会 員 様

三重県立伊勢高等学校 P T A 会 長

令和6年度 P T A 会費の減額について

平素は、P T A 活動に御協力、御理解を賜りありがとうございます。

さて、P T A 会費につきましては、不慮の災害及びその他の経済的理由等により、会費の納入が困難な方については、P T A 会費を2分の1に減額する制度を設けています。

申請は、P T A 会費減額申請書に主たる保護者の令和6年度市町村民税課税証明書（令和5年の収入）を添えて、下記期日までに事務室まで提出してください。

申請用紙は事務室で配付を受けるか、伊勢高等学校HPの「在校生への連絡」のメニューから入り「P T A 会費関連」からダウンロードしてください。

【3年生保護者様】

令和4年度までは、高等学校等就学支援金受給資格認定申請者は、校長あて申請書添付書類の参照に同意いただくことで、市町村民税課税証明書の添付を省略することができました。これは、就学支援金のオンラインシステム上で、昨年度の課税証明書を確認していたためです。令和5年度より最新の課税状況に応じて減額認定をさせていただくため、申請者全員に課税証明書の提出をお願いすることとなりました。ご理解のほど、よろしくお願いします。

記

P T A 会費減額申請提出期限 令和 6 年 6 月 1 9 日 (水)

【確認事項】

次のいずれかの要件に該当すること

- 1 親権者の市町村民税の所得割の年額が27,700円未満であるもの
- 2 災害等により居住している家屋が、半壊又は半焼以上の損害を受けたもの
- 3 その他の事情により上記1と同程度に生活が困窮しているもの

※市町村民税課税の確認については、主に生計を維持する保護者のみを対象とします。

事務担当：上野・奥野

電 話：0596-22-0281